

「そばの里荘川」の一部用途廃止等について

観光施設である「そばの里荘川」は、公共施設等総合管理計画において、民間主体による効果的な管理・運営に向け、民間への譲渡（譲渡先がない場合は廃止）を行うことを方針に定めている。このため、指定管理の期間をこれまでの5年間から3年間に短縮して、当該期間内で整理するため、地域の関係者との協議をすすめている。

1. 施設の概要

別紙

所在地：高山市荘川町中畑61番地

土地面積：28,388㎡

建築物等：

名称	構造	面積	建築年
旧レストラン	鉄骨造平屋建	809.90㎡	平成7年
旧神田邸	木造平屋建	218.00㎡	
旧山前邸	木造平屋建	219.60㎡	平成10年
心打亭	木造2階建	499.78㎡	平成14年
五連水車	木造	160.38㎡	
製粉小屋	木造平屋建	115.93㎡	
石うす小屋	木造平屋建	49.48㎡	平成15年
唐うす小屋	木造平屋建	19.87㎡	
花公園管理棟	木造平屋建	39.75㎡	平成3年
交流橋	プレストレスト・コンクリート造	全長82m	平成13年
中庭	—	6,000㎡	平成9年

管理方法：指定管理

指定管理者：一般財団法人荘川観光振興公社

指定期間：令和6年度～令和8年度

2. 地域の意向

指定管理者など地域の関係者の意見を伺ったところ、次のとおり意向を示された。

- ・現指定管理者の一般財団法人荘川観光振興公社は、当該施設の譲渡を受けることは困難であるが、旧神田邸及び旧山前邸を借り受けて引き続き地域の交流人口の創出を行いたいとの意向がある。
- ・荘川地域の農事組合法人は、心打亭及び製粉小屋を無償で譲り受けて引き続き地域の特産品（そば）の提供を行いたいとの意向がある。

3. 今後の対応

公共施設等総合管理計画の着実な推進並びに地域の意向を踏まえ、下記のとおりすすめる。

- ・旧神田邸及び旧山前邸は、指定期間の満了をもって用途を廃止し、現指定管理者へ貸付を行う方向で協議をすすめる。
- ・心打亭及び製粉小屋は、指定期間の満了をもって用途を廃止し、荘川地域の農事組合法人へ譲渡を行う方向で協議をすすめる。
- ・上記以外の施設については、令和9年4月以後の指定管理者の更新は行わず、直営管理とする方向で調整をすすめる。

4. スケジュール

令和8年	地域の関係者との協議
令和9年3月	例規整備 指定管理の終了
4月	直営管理、施設の譲渡、貸付

